

平成 23 年 1 月 6 日

組合員企業
事業所代表者 様

江別工業団地協同組合
理事長 金 田 敏 雄
安全衛生委員会
委員長 佐 藤 賢 治

『職長・安全衛生責任者教育講習会』の開催案内

寒冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当組合の事業活動につきましてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、同法に規定された標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、貴事業所より一人でも多くの方が参加されますようご高配の程よろしくお願いいたします。

記

1. 開催日時 平成 23 年 2 月 23 日（水）、24 日（木）午前 9 時～午後 5 時
※ 昼食弁当（840 円）を希望される方は、別紙参加申込書にご記入下さい。
2. 開催場所 江別工業会館 2 階 AB 会議室
3. 講 師 中央労働災害防止協会北海道安全衛生サービスセンター所属講師
4. 対 象
 - ・ 職長等、労働者を直接指導・指揮する者、または今後その職務に就く予定の者安全衛生責任者、今後これらの職場につく予定の者
 - ・ 建設業における安全衛生責任者、または今後その職務につく予定の者
5. 講習内容 労働安全衛生規則第 40 条及び厚生労働省通達（基発第 178 号）で定められたカリキュラム。受講者には理事長名による「修了証」を交付いたします。
6. 参加申込 別紙参加申込書に記載のうえ、2 月 10 日（木）までに組合事務局（FAX382-5991）へ送付願います。
7. そ の 他 この講習会を修了されますと、下記の二つの教育を終了したものと認められています。
 - ・ 新任の職長等への教育
製造業、建設業では、新たに作業中の労働者を直接指揮・監督する立場となった者への教育が必要です。（労働安全衛生法第 60 条）
 - ・ 安全衛生責任者への教育
建設業で 50 人以上の労働者が働く工事現場（ずい道等の建設の仕事等は 30 人以上）に入る下請業者は、安全衛生責任者の選任が必要です。（労働安全衛生法第 16 条）
この安全衛生責任者が労働災害を防止するために適切な業務を遂行するために必要な教育内容が厚生労働省から示されています。

平成 23 年 月 日

江別工業団地協同組合 宛

・ 参加する

・ 参加しない

「職長・安全衛生責任者教育講習会」

参 加 申 込 書

組合員名	参加者氏名	生年月日	お弁当 (840 円) 当日支払
		年 月 日	有 ・ 無
		年 月 日	有 ・ 無
		年 月 日	有 ・ 無
		年 月 日	有 ・ 無
		年 月 日	有 ・ 無

※ 恐れ入りますが、2月10日（木）までにFAX011-382-5991にご連絡ください。